４２　デジタル社会の実現に向けたDXの推進について

（財務省、デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣府、厚生労働省）

【内容】

(1)　標準準拠システムへの移行について、多くの自治体で移行が継続中であることから、地方自治体の状況や直面している課題等を把握したうえで支援を充実させるとともに、移行経費に係る所要額を確実に措置すること。また、標準化移行後のシステム運用経費の3割削減の目標達成に向けて必要な対策及び財政支援措置を継続的に実施すること。

(2)　条件不利地域における情報通信基盤の整備・運用に係る支援施策については、民間事業者による持続的かつ安定的なサービスの提供が可能となるものとすること。また、公設施設の民間移行に際し、地方自治体に生じる財政的負担が軽減されるよう、過疎対策事業債の所要額を確保すること。

(3)　地方公共団体におけるサプライチェーン・リスク対策を着実に推進できるよう、国の評価・登録制度の対象外となる機器、ソフトウェア及びサービスについて、事業者から提示されたサプライチェーン情報及びリスク対策の妥当性を県が適切に判断するための判断基準、評価手法及び参考情報を提供するとともに、地方公共団体に対する技術的・専門的支援体制を整備すること。

(4)　革新的なデジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や実証実験に係る支援や税財政上の優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るための支援制度を充実すること。とりわけ、中小企業・小規模事業者がデジタル技術を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう普及啓発を図るとともに、人的・税財政的な支援の強化を図ること。

(5)　DXの推進を人材育成面・確保面から支援するため、民間のニーズを踏まえた在職者向けの研修・講習の実施など、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行うとともに、地域へのデジタル人材還流を促進するための取組を強化すること。さらに、地方自治体等が実施する事業に必要な財政措置を講ずること。

（背景）

○　標準準拠システムへの移行では、令和８年度以降の移行とならざるを得ない特定移行支援システムが多くの県内自治体で残っており、国の積極的な支援が必要である。また、移行経費には国のデジタル基盤改革支援補助金が措置されているが、一部の県内市町村では不足が見込まれている。

　移行後の運用経費については、運用最適化支援事業費補助金等の対策が示されているが、これらは所要額が確実に確保される必要がある。

○　本県の北設楽郡３町村（設楽町、東栄町、豊根村）の広域事務組合では、公設公営の北設情報ネットワークの民間事業者への事業譲渡を進めている。事業者においては、譲渡に向けて複数年での整備を進めており、地方自治体においては整備に伴う多額の費用負担が発生している。

　地方自治体の負担分については、過疎対策事業債の活用を前提としていることから、所要額が確実に確保される必要がある。

○　地方自治法施行規則の改正（2027 年７月１日施行）により、各地方公共団体に求められているセキュリティ対策のうち、サプライチェーン・リスク対策については、2026 年７月 31 日に総務省から示された「機器・ソフトウェア等の調達基準等に係る手引書」において、原則として地方公共団体が調達する情報機器等は、国のセキュリティ評価・登録制度（JC-STAR、ISMAP、DMP）に登録されているものから選定することとされている。

　しかし、パソコン、サーバを含む多くの製品分野が国の評価・登録制度の対象外となっており、これらの製品については、地方公共団体においてサプライチェーン情報及びリスク対策の実施状況を確認し、セキュリティ上の妥当性の評価を行う必要がある。地方公共団体において、こうした評価を適切に実施するためには、より専門的知見が求められる。

○　本県では、中小・小規模企業におけるデジタル技術の導入支援、先端デジタル技術を活用した近未来の事業やサービスを先行的に実用化することを目指す「あいちデジタルアイランドプロジェクト」、国内最大級のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」プロジェクトによるスタートアップ・エコシステムの形成など、愛知発のイノベーション創出に向けた施策に全力をあげている。

　こうした地域の先駆的な取組が一層進展するよう、国家戦略特区制度などによる規制緩和や、デジタル化・AI 導入補助金等の支援制度の充実、また、税財政上の優遇措置の充実を図るとともに、中小・小規模企業を含め、産業競争力の強化に向けた DX の重要性を広く浸透させていく必要がある。

○　2030 年には全国で 45 万人（中位推計）のデジタル人材が不足すると予測されるなど、人材不足が懸念されているため、デジタル技術を活用して製造業を始めとする産業のデジタル化・DX を推進できる人材の育成や、特に地方におけるデジタル人材の不足への対応が喫緊の課題であることから、人材の首都圏一極集中の解消に向けた支援が求められる。

４３　地方税財源の確保・充実等について

（財務省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

【内容】

(1)　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費の一層の増加、物価上昇などを踏まえ、経済・物価動向等を的確に反映して、確実な充実を図ること。

(2)　飲食料品消費税率の臨時的な引下げによる減収及び就業者負担軽減支援金の支給に係る地方負担に対する財源措置については、地方の財政運営に支障が生じることのないよう確実に実施すること。

　また、支援金の支給事務については、市町村の事務負担を最小化することを徹底するとともに、国が前面に立って万全の支援体制を構築すること。

(3)　自動車税・軽自動車税環境性能割や、軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収及びいわゆる教育無償化に係る地方負担については、安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保すること。

(4)　ふるさと納税について、過剰な返礼品競争を抑制すること。

(5)　令和 8 年度与党税制改正大綱に基づく、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けた措置の検討に際しては、地方税が応益原則に基づき課税されるものであることを踏まえ、税収の適切な帰属の観点等から、丁寧な議論を積み重ねること。

(6)　公立病院の新設・建替等に係る病院事業債に対する交付税措置について、建築単価の上限の引上げなど更なる財政措置の拡充を図ること。

（背景）

○　「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、地方一般財源総額について、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、経済・物価動向等を的確に反映するとされた。

　こうした方針が示された中、地方歳出については、民間企業の賃上げの影響を受ける人件費、医療・介護・子育てなどの社会保障関係費についての増加が確実な状況であるとともに、金利の上昇の影響を受ける公債費についても今後増加が見込まれること、物価高や民間の賃上げ等が進む中で、官公需における価格転嫁も求められている。

　このため、地方一般財源総額については、経済・物価動向等を的確に反映し、確実な充実を図るべきである。

○　飲食料品消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収に対する財源措置については、その全額を地方特例交付金により補填することとされた。

　就業者負担軽減支援金の支給に係る地方負担については、全額を地方財政計画の歳出に計上して一般財源総額を増額確保するとともに、個別団体の地方交付税の算定においては地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入する方針を示した上で、令和 9 年度及び令和 10

年度においては全ての市町村に対して特別交付金を交付することとされ、令和 11 年度以降においては普通交付税の交付を受けないと見込まれる市町村に対して、当該市町村における負担に相当する額を上限として、当分の間、特別交付金を交付することとされた。

本制度は、国の政策として創設される全国一律の制度であることから、国の責任において必要な財源を確実に、かつ時限を切ることなく措置すべきである。

さらに、就業者負担軽減支援金の支給事務について、市町村にとっては相当な事務負担となると考えられるため、市町村の事務負担を最小化することを徹底するとともに、国が前面に立って万全の支援体制を構築すべきである。

○　自動車税・軽自動車税環境性能割や、軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収及びいわゆる教育無償化に係る地方負担については、住民サービスの低下を招くことのないよう、地方の財政に影響を及ぼさず、安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保すべきである。

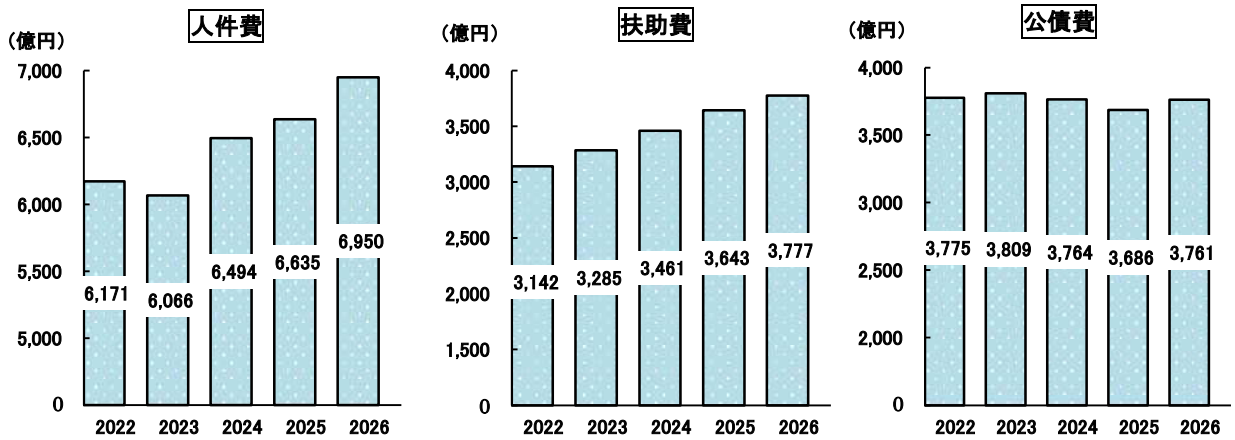
○　ふるさと納税制度については、被災地支援や、寄附者が出身地等を応援しようという尊い志を具体的な地域の魅力の PR につなげる取組等、制度本来の趣旨に沿った意義ある取組が進むよう、過剰な返礼品競争を抑制するべきである。

○　令和 8 年度与党税制改正大綱に基づく、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けた措置の検討に際しては、地方税の応益原則をどう考えるか、税収を地域の経済活動の実態に合わせて適切に帰属させるにはどうすべきかについて、丁寧な議論が積み重ねられるべきであり、政府においては、都市と地方の自立・連携・共生を図る観点から、地方創生の取組をより強力に加速化させるべきである。

○　公立病院の新設・建替等に係る病院事業債に対する交付税措置については、公立病院の機能の強化・推進を図る観点から、実勢価格に見合った建築単価の上限の更なる引上げや、交付税措置率の引上げなど財政措置の拡充を図るべきである。

（　参　考　）

◇　愛知県の義務的経費の推移



（注）2025 年度までは最終予算額。2026 年度は当初予算額。

◇　現行の公立病院の新設・建替等に係る病院事業債に対する交付税措置の概要



（注）建築単価 85 万円/㎡を上限（2025 年度：59 万円/㎡⇒2026 年度：85 万円/㎡へと上限を引上げ）

４４　人口減少対策・地方創生の推進について

（財務省、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省）

【内容】

(1)　深刻化する人口減少は国全体の問題であり、人口戦略を統括する司令塔を設置し、強力に人口減少対策を推進すること。

(2)　東京一極集中を是正し、誰もが安心・快適に暮らせる社会を目指して地方がそれぞれの実情に応じて行う地方創生の取組に対する総合的な支援を図ること。

(3)　特に、2028 年 3 月末に期限を迎える「東京 23 区内の大学等の学生の収容定員の抑制」について、地域における若者の進学、就職を促進し、地方大学の振興及び地域産業の活性化、持続的発展を図るためにも、期限を延長すること。併せて、人口動態等を踏まえた厳格な定員管理を導入するなど、より実効性のある制度へ見直しを行うこと。

(4)　「地域未来基金費」など地域未来戦略に関する財源措置を継続・拡充するとともに、「地域未来交付金」の継続及び地域の実情に即した交付金制度の不断の見直し・拡充を図ること。

(5)　「広域リージョン連携」については、広域的な取組が円滑に実施できるよう、事業への補助や規制緩和等の支援を充実させるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること。

（背景）

○　我が国では、人口減少・少子高齢化が進行しているが、本県においても、2019 年をピークに 6 年連続で人口が減少しており、出生数は減少が続く一方、死亡数は大きく増加し、自然増減数の減少幅の拡大が続いている。

○　また、社会増減は、外国人の国外からの転入により社会増であるが、東京圏への転出超過数は年約 1 万人前後で推移し、その約 6 割が 20 代の若者であるため、少子化の進行、地域社会の活力低下などが大きな課題となっている。

○　さらに、東京都の大学への流入超過は、2015 年度には全国で年間約 7 万 2 千人強であったところ、2025 年度には年間約 8 万 1 千人強となっているほか、全国の大学生に占める都内大学生の割合が 25%を超える水準で高留まりするなど、就職時に次いで、東京への転出者数が多い大学進学時においても、東京一極集中が未だ改善していない。また、18 歳人口は、法制定時の 2018 年の約 120 万人から 2024 年には約 109 万人に減少しており、大学定員を一定と仮定した場合、18 歳人口に対する定員シェアは約 10%上昇していることから、現在の規制内容は実質的には緩和的なものであると言える。

○　本県では、「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027（愛知県人口問題対策プラン）」に基づき、人口問題対策に積極的に取り組むとともに、「愛知県・市町村人口問題対策検討会議」を立ち上げ、県内市町村と連携・協力して、地域の実情に応じた具体的な施策を推進している。

○　加えて、今年度は、国の新たな総合戦略を勘案し、本県の新たな総合戦略を策定す

るとともに、地域産業成長プランを策定し「強い地域経済」の構築を進める予定であり、これまで以上に国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。

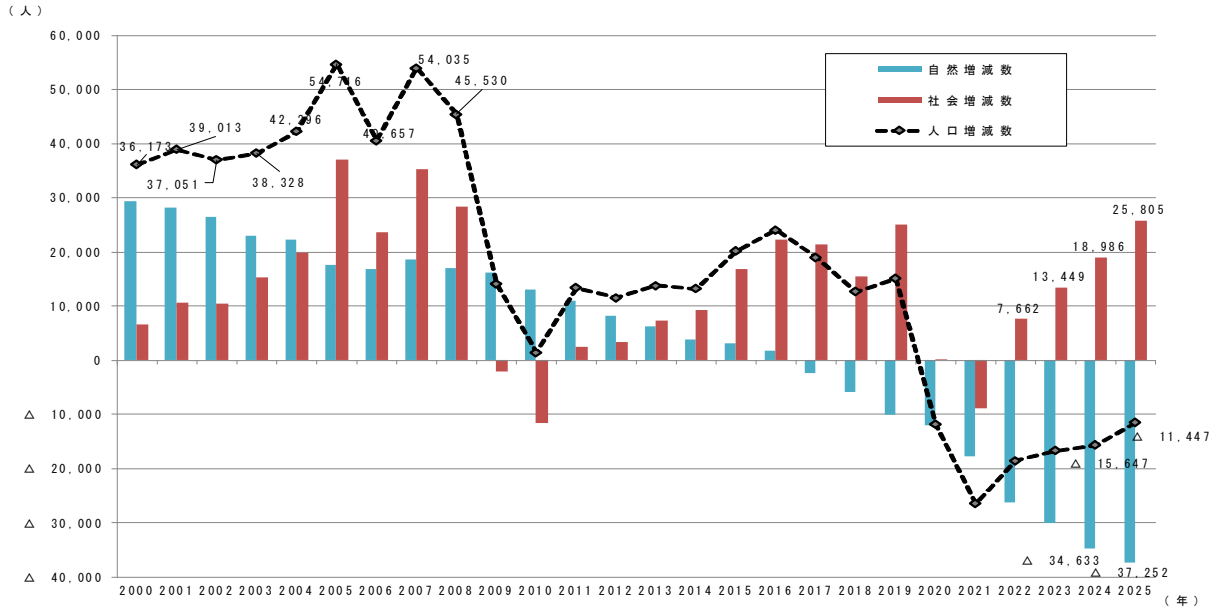
○　地域未来基金費及び地域未来交付金は、地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、「強い経済」と地方の暮らしの安定を実現するため、地域発のクラスター形成や地場産業の付加価値向上等の地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を後押しするものであり、大規模な投資や研究開発の推進などのために必要十分な財源を確保する必要がある。

○　地方創生移住支援事業については、年度途中においても実績に見合った交付を受けられるよう必要な財源の確保が求められる。

○　広域リージョン連携については、国の支援措置として地域未来交付金の活用が明記された。中部広域リージョンにおいては、今後、リージョン参加団体と連携して、具体的なプロジェクトを立ち上げたところであるが、地域未来交付金に関しては、申請枠が１リージョン最大５件（1 自治体最大３件）に制限されているなどの支障が生じている。

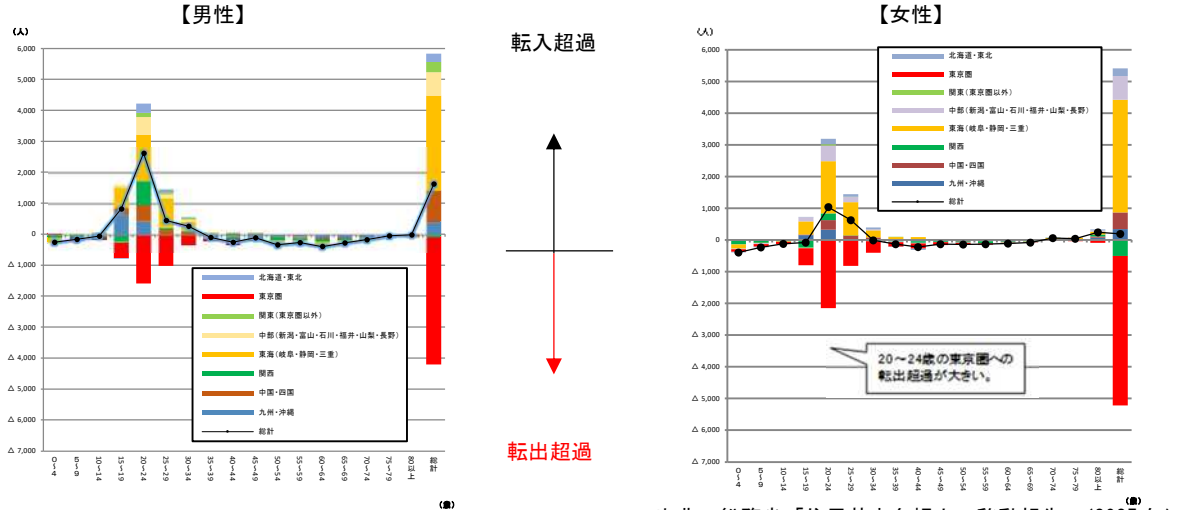
（　参　考　）

◇愛知県人口増減数の推移



出典：愛知県「あいちの人口」　※人口増減数は前年 10 月～当年 9 月

◇愛知県と地域ブロック別の転出入状況（年齢 5 歳階級・男女別）（2025 年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2025 年）

４５　地方分権改革の推進について

（財務省、内閣官房、内閣府、総務省）

【内容】

(1)　地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとすること。

(2)　地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。

(3)　国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。

(4)　「従うべき基準」をはじめとした義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。

(5)　国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。

(6)　道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

（背景）

○　地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

○　地方分権改革に関する提案募集について、2月から4月下旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

○　昨年の提案については、昨年 12 月 23 日に、「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、提案 408 件のうち、288 件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、24 件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第 16 次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

○　国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。

○　新規立法により、地方が実施しなければならない事務事業の増加や「従うべき基準」の新設といった状況が生じていることから、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築することが必要である。

○　道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

（　参　考　）本県の「地方分権改革に関する提案募集」に対する提案（2026 年）

提案事項	制度の所管・関係府省庁
「国家戦略特区支援利子補給金」申請における登記事項証明書等の提出を不要とすること　※共同提案団体：全国知事会	内閣府
国家戦略特区制度を活用した規制改革の提案等に対する関係省庁の回答期限の目安の設定　※共同提案団体：北海道 始め 10 団体	内閣府
地域未来交付金における広域リージョンとして実施する事業の上限数の撤廃　※共同提案団体：富山県、全国知事会 始め 13 団体	内閣府
男女共同参画による防災・減災に向けた災害対策基本法の改正 ※共同提案団体：秋田県、全国知事会	内閣府 総務省
私立専門学校に係る授業料等減免費負担金の交付決定等の早期化 ※共同提案団体：全国知事会	文部科学省
認定職業訓練助成事業費（運営費）の補助対象に係る算定基準の緩和 ※共同提案団体：北上市、栃木県	厚生労働省
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等	農林水産省 デジタル庁
森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化 ※共同提案団体：岩手県	農林水産省 国土交通省